

2025年12月15日

研究者各位

青山学院大学における研究者番号登録および科学研究費助成事業の応募資格について

青山学院大学長 稲積 宏誠

1 趣旨

文部科学省の「公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に基づき、研究機関には、研究者の登録および競争的研究費の適正な申請・執行を確保する責務が求められています。

この要請を踏まえ、研究者番号（e-Rad）の登録基準および科学研究費助成事業（科研費）の応募資格を明確にし、学内の統一的な運用を図ります。

また、近年は、若手研究者や任期制研究者の自発的な研究活動の機会拡充が求められています。本学では、こうした動向に対応し、一定の条件のもとで応募資格を付与する特定応募資格を設定いたします。

2 研究者番号登録の対象

（ア）専任教員

本学の専任教員については、就任時に研究者番号を登録します。

ただし、以下の者は対象外とします。

- ・ 院生助手
- ・ 職務に研究活動を含まないセンター系助手

（イ）特定応募資格を有する者

後述の〈3 科学研究費助成事業応募資格〉に記載の特定応募資格を有する研究者については、当該特定応募資格申請が承認された時点で研究者番号を登録します。

（ウ）博士後期課程学生

以下のすべての条件を満たす場合に限り、所定の手続きにより研究者番号を登録します。

ただし、科研費の応募要件に従い、応募資格はありません。

【研究者番号登録の条件】

- ・ 指導教員が研究者番号登録を認めており、研究場所が確保されていること
- ・ 研究者番号を必要とする競争的研究費に応募することが確実であること
- ・ 競争的研究費の応募にあたっては、別途「応募届」を提出すること
- ・ 備品、用品の設置場所は自身の所属する研究室または実験室とすること
- ・ 指導教員が応募及び研究費の執行に係る責任を負うこと

3 科学研究費助成事業応募資格

文部科学省および日本学術振興会の定める応募資格に加え、青山学院大学における応募資格を以下のとおり定めます。

【日本学術振興会 科研費公募要領記載の応募資格（一部抜粋）】

応募時点において、所属する研究機関から次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること。

<要件>

- (ア) 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- (イ) 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- (ウ) 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

3-1 一般応募資格

本学の専任教員が有する応募資格です。（就任時に付与）

ただし、以下の者は対象外とします。

- ・ 院生助手
- ・ 職務に研究活動を含まないセンター系助手

3-2 特定応募資格

本学の専任教員以外の者で、別表に記載する対象者に該当する場合は、下記の条件をすべて満たすことで所定の手続きにより応募資格を付与します。

- (ア) 本学の専任教員が受入教員となること
- (イ) 受入教員の所属長の承認を得ること
- (ウ) 受入教員は、研究環境（研究実施場所、購入物品の設置場所など）を用意すること
- (エ) 受入教員は、研究費の執行に係る責任を負うこと

3-3 特定応募資格（日本学術振興会特別研究員）

3-3-1 SPD・PD・RPD

受入教員の承諾および所定の手続きにより応募資格を付与します。

3-3-2 DC

以下のいずれかに該当する場合に、受入教員の承諾および所定の手続きにより応募資格を付与します。ただし、博士課程学生として学位取得を目指す立場にあるため、科研費での研究遂行上の責任が過大とならないよう、エフォート管理を自身で行うことを前提とします。

- (ア) 研究分担者として応募・参画する場合（研究種目は問わない）
- (イ) 国際共同研究強化に研究代表者として応募する場合

以上

別表：特定応募資格一覧表

身分	対象者	備考
客員教員 (教授・准教授・講師・研究員)	<p>下記のいずれかに該当し、退職後に所定の研究機関^{※1}に所属せず本学を拠点に研究活動を行う者で、【研究課題要件】を満たす研究課題を有する者</p> <p>A) 本学を教授・准教授の身分で定年退職した者</p> <p>B) 本学を助教・助手の身分で最後の契約期間満了で退職する者</p> <p>C) 本学を特別任用教員・学部特別任用教員の身分で最後の契約期間満了、もしくは規則上年齢の要件により退職する者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【研究課題要件】</p> <p>① 基準日^{※2}より前に開始している研究課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者：可 ・研究分担者：可 <p>② 基準日^{※2}と同じ年度および基準日より後の年度に始まる研究課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究代表者：不可 ・研究分担者（学内）：可 ・研究分担者（学外）：研究代表者としての研究課題が継続中は可 </div>	<p>・単年度ごとの手続きが必要。</p>
プロジェクト助教	<p>下記のすべてに該当する者</p> <p>① 「青山学院大学公的外部資金等によるプロジェクト教員に関する就業規則」第5条第3号（研究）または第6号（研究の補助）に従事する者</p> <p>② 所属機関が他になく、本学を拠点に研究活動を行う者</p> <p>③ 青山学院大学公的外部資金等によるプロジェクト教員に関する就業規則の別表における1号俸から12号俸までの者</p> <p>④ プロジェクト代表者によって自発的な研究活動が承認された者</p>	<p>プロジェクト助教雇用の財源となっている資金を配分している機関によって、自発的に研究活動を行う者の条件が明示されている場合には、その条件の範囲で自発的な研究活動を認めるものとする。</p>

※1 [文部科学省が科研費の応募資格を有すると定める研究機関](#)

※2 基準日＝客員受入開始日（退職日翌日）